

社会福祉法人荒川区社会福祉協議会
令和6年度地域福祉活動助成金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人荒川区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が歳末たすけあい・地域福祉募金の一部を財源として実施する、住民等が行う地域福祉活動や区民主体の活動、ボランティア活動等に対する助成（以下「地域福祉活動助成」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(助成の目的)

第2条 地域福祉活動助成は、区内における地域福祉活動や区民主体の活動、ボランティア活動等の発展をとおして、「誰もが安心して暮らし続けられる街」を構築していくことを目的とする。

(助成対象団体等)

第3条 地域福祉活動助成の対象は、区民が主体となり、次の各号のいずれかの活動を、1年以上にわたって、主に区内で行う団体又はグループ（以下「団体等」という。）であり、且つ、本会の事業や活動等を理解し、これに協力する等、地域福祉を推進する団体等とする。

- (1) 地域社会に貢献する地域福祉活動又はボランティア活動など
- (2) 障がいや疾病等を抱える本人やその家族が中心となり相互の扶助などとなる活動
- (3) その他、特に本会会長（以下「会長」という。）が認める活動等

(助成対象とする活動)

第4条 地域福祉活動助成の対象とする活動及び経費は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する活動は助成の対象としない。

- (1) 主たる活動範囲が区外である活動
- (2) 営利を目的とした活動
- (3) 特定の政治的、思想的又は宗教的な目的を持って行う活動
- (4) 公序良俗に反する活動
- (5) 反社会的な活動
- (6) その他、会長が助成することが適当でないとする活動

(助成金の額等)

第5条 地域福祉活動助成の対象とする活動ごとの助成金の補助率、上限額及び算定方法は、別表2のとおりとする。

2 地域福祉活動助成は、歳末たすけあい運動（歳末たすけあい・地域福祉募金）実施委員会において決定される毎年度の地域福祉活動計画に基づいて計上する予算の金額の範囲内で行う。

（交付申請）

第6条 地域福祉活動助成金の交付を申請しようとする者は、所定の申請書（別記第1号様式）に団体等の概要、助成対象の活動の内容その他必要な資料を添え、会長に対し、その定める期日までに提出するものとする。

2 会長は、地域福祉活動助成金の交付申請の期日を定め、あらかじめ社協だより等により周知する。

3 前項の交付申請の期日は、原則として毎年度1回定めるものとし、本会会長が必要と認めるときは、1回を限りに再度の交付申請の期日を定めることができる。

（交付決定）

第7条 会長は、前条の交付申請を受けたときは、会長、副会長、常務理事で構成する地域福祉活動助成審査会を開催して申請内容等を審査するとともに、その結果をもとに交付の適否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項による通知に際し、交付決定通知について、第5条第1項の補助条件に加え、必要な条件を付すことができる。

（助成活動内容等の変更の届出）

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、助成対象の活動の内容等に変更があるときは、所定の変更届（別記第2号様式）により、速やかに会長に届け出なければならない。

（実績報告）

第9条 助成金の交付を受けた者は、助成対象の活動が完了したとき又は当該助成金の交付を受けた会計年度が終了したときは、速やかに所定の実績報告書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

（助成金の確定）

第10条 会長は、前条の実績報告書の提出を受けて助成金の額を確定し、助成すべき額を超える助成金を交付しているときは、期限を定めて超過額の返還を求めるものとする。

2 前項により助成金の超過額について返還を求められた者は、期限までにこれを納付しなければならない。

3 会長は、第1項により助成金の額を確定した団体等について、あらかじめ社協だより等を活用して助成の内容や活動の実績などを周知するよう努めるものとする。

(交付決定の取消)

第11条 会長は、助成金の交付を受けた者が次の各号に該当することが判明したときには、当該助成交付決定を取り消し、交付済みの助成金の返還を求めるものとする。

- (1) 助成対象の活動を中止した場合
- (2) 助成金を他の用途に流用した場合
- (3) 不正な手段又は虚偽により助成金の交付を受けた場合
- (4) その他、会長が助成金を交付することが適切でないと認めた場合

(協議)

第12条 地域福祉活動助成に関し、この要綱に定めのない事項又は解釈上生じた疑義については、その都度協議を行うこととする。

(附則)

この要綱は、平成24年8月31日より施行する。

(附則)

平成25年4月1日一部改正。

(附則)

平成26年4月1日一部改正。

(附則)

令和3年4月1日一部改正。

(附則)

令和5年4月1日一部改正。

別表1（第4条関係）

助成対象事業・活動・経費		活動内容の例示
事業・活動区分	対象経費	
①地域福祉の普及活動	講師謝礼、会場使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会や講習会、学習会の開催など ※但し、団体構成員を講師とする場合は対象としない
②地域福祉に関する調査・研究・報告活動	印刷製本費、通信費、消耗品費、書籍購入費、旅費、会場使用料、謝礼	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の先進事例の視察 ・各種調査、研究 ・視察、調査、研究の報告書の発行、報告会の開催
③地域での助け合い活動や地域の福祉課題に対応する各種福祉活動	消耗品費、印刷製本費、通信費、会場使用料、新たに活動を立ち上げる際に必要な経費など	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や困りごとを抱えた方等の見守り活動や支え合い活動 ・居場所を起点とした、参加者の支え合いなどを生み出す新たなアプローチ活動 ・公的制度の狭間にいる人や重複した生活課題を抱える人等への支援活動 ・その他、地域で必要とされる新たな福祉活動、支援活動など

別表2（第5条関係）

助成対象事業・活動区分		助成金上限額	助成率
① 地域福祉の普及活動	ア. 一般の方を対象とした場合	40,000円	事業予算のうち助成対象経費の4分の3
	イ. 団体内の講習会等の場合	15,000円	
② 地域福祉に関する調査・研究・報告活動		60,000円	
③ 地域での助け合い活動や地域の福祉課題に対応する各種福祉活動		75,000円	
【助成金の算定方法】 <ul style="list-style-type: none"> 対象経費の総額に助成率を乗じて助成金の額を算定すること。 助成の対象とする活動について、他の機関からの助成を受けている場合又は本会の行う他の助成を受けている場合は、当該助成金の合計額を対象経費から控除した額をもとに助成金の額を算定すること。 助成金の額は、上記の算定により得られた金額の千円未満を切り捨てた額とする。 助成金の額は、助成対象活動ごとに定められた上限額を超えることはできない。 事業が予算を下回って実施できた場合、決算額で算出された助成額との差額は返還しなければならない。 			

例：会場使用料・付帯設備経費3万円、講師謝礼2万円、花束代1万円で、一般の方々を対象とした講演会を計画し、本助成金に申請する場合、花束代は助成対象外なので、助成対象経費予算は5万円で、助成率が4分の3のため、

$$(30,000円 + 20,000円) \times 3/4 = 37,500円$$

助成金上限額は40,000円のため、助成金は37,000円

助成金37,000円、自己資金23,000円 となります。

【助成額算出表】

総事業費	助成対象外経費	助成対象経費	助成率	算出額	助成金上限額	助成額(EとFで少ない額)	自己負担額
A	B	C=A-B	D	E=C×D	F	G	H=A-G
60,000	10,000	50,000	3/4	37,500	40,000	37,000	23,000

※Gは千円未満は切り捨て。